

令和7年(2025年)度 特定医療費(指定難病)医療受給者証 更新手続きのご案内

特定医療費(指定難病)医療受給者証は、令和7年9月30日で有効期間が終了します。
引き続き交付を希望される場合は、更新手続き(申請書類の提出)が必要です。

申請書類の提出は令和7年7月31日(木)まで(消印有効)をお願いします。

- 7月31日(木)までに申請書類を提出された方から順番に更新手続きを行います。
- 8月1日(金)以降に受け付けた場合や、申請書類に不足がある場合又は審査で保留となった場合は、10月1日(水)までに更新後の受給者証がお手元に届かない場合があります。
- 9月30日(火)まで(消印有効)更新申請を受け付けます。10月1日(水)以降の申請は新規申請に準じます。(疾患によっては添付書類が必要です。)
- 出来る限り神奈川県がん・疾病対策課への郵送による申請にご協力をお願いします。
(最終ページ左下の「あて名」を切り取ってご利用ください。)

【目次】

1 提出書類	2~6ページ
2 臨床調査個人票の審査について	7ページ
3 特例制度について	8~9ページ
4 自己負担限度額について	10ページ
5 Q&A (よくある質問)	11ページ
6 提出方法について	12ページ

◆更新手続きの問合せ専用ダイヤル ☎045-285-0750

開設期間…令和7年6月2日~10月31日(土日祝日除く) 8:30~17:00

※更新申請受付中は、電話回線を増やしておりますが、例年つながりにくくなります。

お問合せの際は、お手元に受給者証をご用意の上ご連絡ください。

更新申請が認定された場合、更新後の受給者証は9月中旬以降に順次発送予定です。

受給者証の発行状況や発行後の問合せについても上記の専用ダイヤルの開設期間中は専用ダイヤルにお問合せください。

受給者証の有効期間は令和7年10月1日~令和8年9月30日までとなります。

神奈川県

1 提出書類 (提出書類の詳細は、3ページ以降の該当する項目をご確認ください)

以下の A、B どちらかの方法で申請書類をご準備ください。

A 申請書にマイナンバーを記載して申請する場合の提出書類

一部の方(※)を除き、③健康保険証等、④住民票、⑤課税状況の確認書類の提出を省略することができます。

- チェック欄 ☐ ①特定医療費支給認定申請書(更新用)
- ☐ ②臨床調査個人票
- ☐ **マイナンバーカード両面コピー(患者分)(☆)**
保健所等の窓口へ申請書類を提出する場合は、マイナンバーカードの提示のみで可
申請書には患者と支給認定基準世帯員分の記載が必要
- ☐ 該当する方が提出する書類(⑥～⑩) どなたの分の記載が必要かは
4ページをご確認ください

(※) <注意> 以下の場合、提出書類の省略はできません!

▶ 申請に必要な方のマイナンバーを記載いただけない場合……………③、④、⑤の提出が必須

▶ ご加入の健康保険が社会保険で、被保険者の市町村民税が非課税の方

▶ ご加入の健康保険が国民健康保険組合(一部*を除く)の方

*一部とは、4ページ左上に記載の、4つの国民健康保険組合を指します。

} ……⑤の書類が必須

(☆) マイナンバーカード両面コピーをご提出できない場合は、次に掲げる
マイナンバー確認書類と本人確認書類のコピーを提出してください。

【マイナンバー確認書類】

いずれか1点

○マイナンバーが記載された住民票等

○通知カード※

※ 通知カードに記載されている氏名・
住所が現在の住民票のものと一致
している場合に限りです。



【本人確認書類】

いずれか1点

運転免許証・運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、
精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証
明書など、顔写真付きのもの

上記書類の提出ができない場合、次のいずれか2点

健康保険証、住民票、社員証・学生証、年金手帳、児童扶養手当証書、
特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、特定医療費(指定難病)医療受
給者証など

B 申請書にマイナンバーを記載しないで申請する場合の提出書類

- チェック欄 ☐ ①特定医療費支給認定申請書(更新用)
- ☐ ②臨床調査個人票
- ☐ ③健康保険証や資格確認書等のコピー(患者と支給認定基準世帯員分)
- ☐ ④住民票の写し(世帯全員分及び続柄記載)
- ☐ ⑤市町村民税の課税状況の確認書類(患者と支給認定基準世帯員分)
- ☐ 該当する方が提出する書類(⑥～⑩)

どなたの分の書類が必要かは
4ページをご確認ください

書類が必要な方と、その必要書類は、
4、5ページをご確認ください

注意

A・Bどちらの申請方法であっても、患者や支給認定基準世帯員が所得や税の申告をしていない場合、自己負担限度額の算定ができません。その場合は、市区町村の窓口で申告いただき市町村民税(非)課税証明書の追加提出を求めることがあります。(支給認定基準世帯員については、4ページをご確認ください)

提出書類の詳細について

① 特定医療費支給認定申請書（更新用）

- ・申請書の記入例を参照し、漏れのないよう記入してください。
- ・特例制度等（「軽症高額該当」「高額難病治療継続」「人工呼吸器等装着者」「按分」）の申請を行う方は、申請書の該当欄にチェック☑をしてください。また「軽症高額該当」「高額難病治療継続」の方は⑥の書類等を、「按分」の方は⑨の書類等を添付してください。（特例制度については8ページをご確認ください）

② 臨床調査個人票

- ・症状が認定基準を満たしているかを、主治医（難病指定医等）に相談してください。
- ・必ず「難病指定医」又は「協力難病指定医」が記載したものを提出してください。
- ・「医療機関名」、「医療機関所在地」、「指定医番号」、「医師の氏名」、「診断年月日」、「記載年月日」が記載されていることを確認し、記載から6か月以内のものを提出してください。



同封の個人票を自分では記載せず、医療機関に提出して作成をご依頼ください。

③ 健康保険証や資格確認書等のコピー（患者及び支給認定基準世帯員分）

- 健康保険証
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書
- マイナポータルの資格情報画面を印刷したもの

のいずれか1点のコピーをご提出ください。

- ・どなたの健康保険証等のコピーが必要となるのかは、9ページをご確認ください。
- ・生活保護を受給されている場合は、6ページの⑧をご覧ください。

マイナンバーの記載により、提出を省略することができます。（詳細は2ページ参照）

④ 住民票の写し（世帯全員及び続柄記載）（発行から3か月以内のもの）

- ・受給者（患者が18歳未満の場合はその保護者）の世帯全員及び続柄が記載された住民票が必要です。

マイナンバーの記載により、提出を省略することができます。（詳細は2ページ参照）

⑤ 令和7年度の市町村民税の課税状況の確認書類（支給認定基準世帯員分）

- ・どなたの分の確認書類が必要となるかは、4、5ページをご確認ください。

マイナンバーの記載により、提出を省略することができますが、社会保険加入者で被保険者が非課税の方と国民健康保険組合（一部を除く）の方は提出が必要です。（詳細は2ページ参照）

⑥ 特定医療費（指定難病）医療受給者証の自己負担限度額管理票のコピー（推奨）

●自己負担限度額管理票とは

- 医療機関が指定難病の治療にかかった金額を記入する欄のことです。（右図参照）

●「更新申請を行う月以前の12か月」の自己負担限度額管理票が対象となります。

【例】更新申請を令和7年7月に行う場合

- 対象期間は令和6年8月から令和7年7月

令和7年1月自己負担限度額管理票

日付	指定医療機関名	医療費総額 (10割)	自己負担額	月額累計額	徴収印
1/10	〇〇病院	3,340円	670円	670円	〇〇病院
1/10	××薬局△△店	20,000円	4,000円	4,670円	××薬局
1/25	□□クリニック	12,000円	330円	5,000円	〇〇クリニック
		円	円	円	

上記のとおり月額の自己負担限度額に達しました。

日付	指定医療機関名	確認印
1/25	□□クリニック	〇〇クリニック

注意

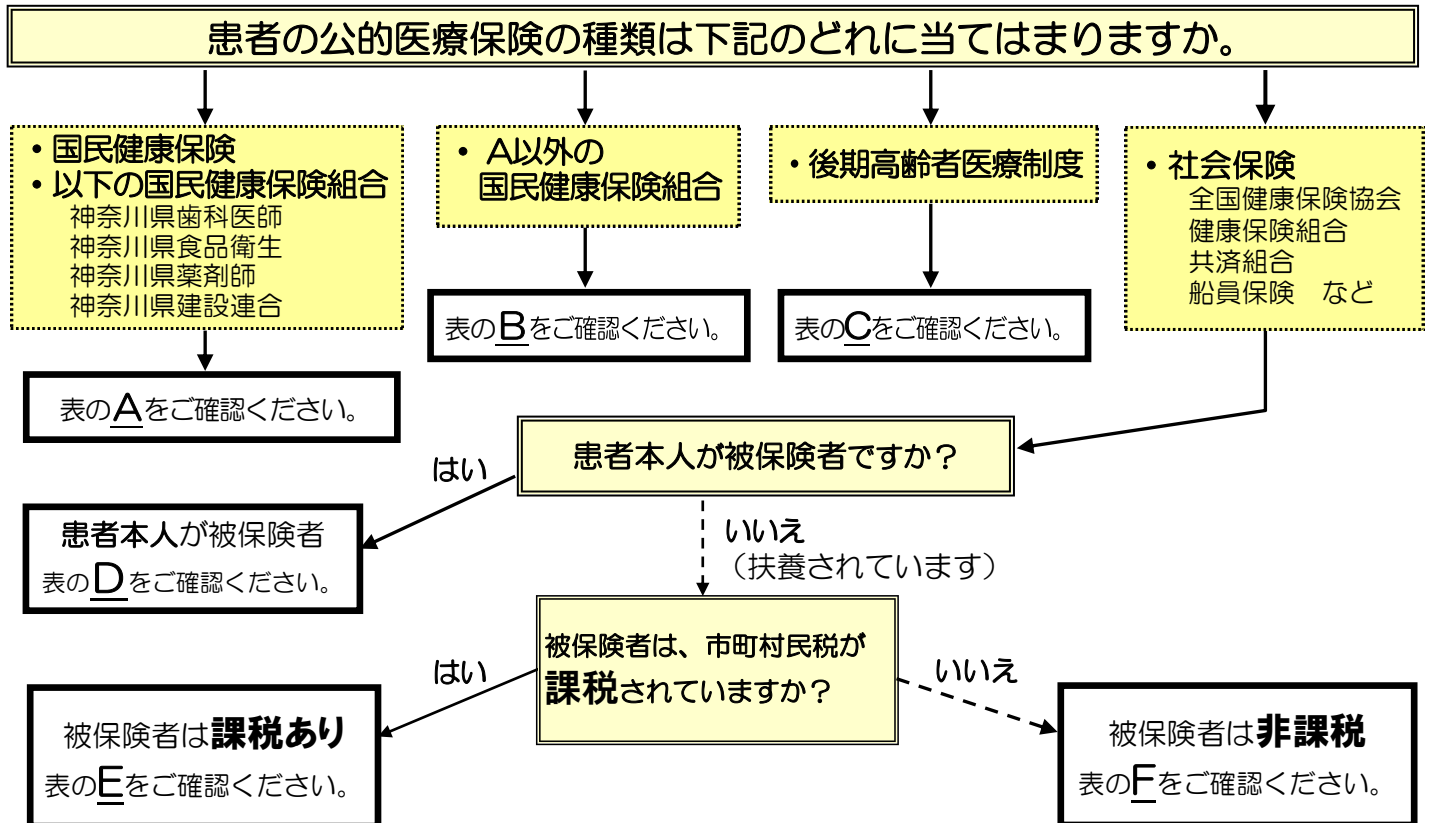
軽症高額該当及び高額難病治療継続の特例制度の認定申請をする場合は、審査に必要となる書類ですので、申請書の該当欄にチェック☑をし、必ず提出してください。（詳細は8～9ページを参照）

- ・この書類は、必ずコピー（受給者番号、患者氏名等が記載されている欄も含む）を提出してください。
- ・受給者証の原本を提出しないでください。

支給認定基準世帯員の確認のフローチャート

どなたの③健康保険証等のコピーと⑤課税状況の確認書類が必要なのかを確認ください

- 「支給認定基準世帯員」とは、自己負担限度額の算定の基準となる方で、患者及び患者と同一の保険に加入している方を指し、患者の加入する公的医療保険の種類等により異なります。
(住民票上の世帯員ではありません。)



支給認定基準世帯員		
保険の種類		支給認定基準世帯員 (③健康保険証等のコピーと⑤課税状況の確認書類が必要な方)
A	国民健康保険 一部の国民健康 保険組合	患者と、 <u>患者と同じ国民健康保険に加入している方全員</u> (保険証の記号・番号が同じ方) ※患者以外の義務教育を修了していない方は、⑤課税状況の確認書類は不要です
B	A以外の 国民健康保険 組合	患者と、 <u>患者と同じ国民健康保険組合に加入している方全員</u> (保険証の記号・番号が同じ方)
C	後期高齢	患者と、 <u>患者と同じ住民票上で後期高齢者医療制度に加入している方全員</u>
D	社会保険	<u>患者</u>
E	社会保険	<u>患者と、被保険者</u> ※⑤課税状況の確認書類は被保険者のみ必要です
F	社会保険	<u>患者と、被保険者</u>

注意 公的医療保険の種類（A、B、C、D、E、F）によって受付できる⑤課税状況の確認書類が異なりますので、必ず次ページの表を確認し、提出して下さい。

「⑤ 令和7年度の市町村民税の課税状況の確認書類」の詳細(ア、イ、ウ)

市町村民税の課税状況が確認できる書類として、次のいずれかの書類を提出してください。

下記の表 A、C、D (被保険者が課税されている場合)、E に該当する場合は、申請書に患者と支給認定基準世帯員分のマイナンバーを記載し、マイナンバーの確認書類(患者分)を提出することで、⑤市町村民税の課税状況の確認書類(下記ア～ウ)を省略することができます。
マイナンバーを提出しない場合や、表のB・Fに該当する方は、下記のとおり提出が必要です。

ア 市町村民税(非)課税証明書(原本)

○入手先：令和7年1月1日時点で住民登録がある市区町村役場の税務窓口
(郵送やコンビニ交付で取得できる市区町村もあります)

※所得や税の申告をしていない場合、証明書の金額が空白や「*」で表示されます。

課税金額や所得金額が「*」で表示されている証明書では金額が確認できないため、所得や住民税の申告をした上で、改めて証明書を取得してください。被扶養者であっても申告が必要です。

イ 給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書(全てのページのコピー)

○給与所得者の方は5月頃に勤務先から配付、年金所得者の方は6月頃に自治体から郵送されています。

○氏名と金額が記載されている部分を全てコピーしてください。

○個人に配付されたもので、市町村民税(所得割)が分かるものをご提出ください。

○源泉徴収票では受付できません。

○2か所以上から配付されている場合には、全て提出してください。

ウ 市町村民税の税額決定・納税通知書(全てのページのコピー)

○主に個人事業主の方など、普通徴収により市町村民税を納税している方に郵送されています。

○氏名及び金額が記載されている部分を全てコピーしてください。

(注)DとFの方で市町村民税が非課税の方は、アの書類の提出が必要です。

(イ・ウの書類では受付できません。)

(イメージ図)

○配付された通知書に、市町村民税の「所得割額」と「均等割額」がともに0円と記載されている場合があります。(右のイメージ図参照)

市 民 税	所得割額	0
	均等割額	0

保険の種類		⑤令和7年度の課税状況の確認書類(ア、イ、ウ)の種類
A	国民健康保険 一部の国民健康 保険組合	ア、イ、ウどの書類でも受付可
B	A以外の 国民健康保険 組合	<u>アのみ受付可</u> ※申請書の「市町村民税の所得割額が25.1万円以上」の欄に「○」を記入した方でも提出が必要です
C	後期高齢	ア、イ、ウどの書類でも受付可
D	社会保険	ア、イ、ウどの書類でも受付可 ※市町村民税が <u>非課税の方はア(非課税証明書)のみ</u>
E	社会保険	ア、イ、ウどの書類でも受付可
F	社会保険	<u>ア(非課税証明書)のみ</u> 受付可

該当する方のみ提出する書類

⑦ 軽症高額該当、高額難病治療継続の要件を満たす場合、その証明書類

- 必要な提出書類や要件については8～9ページを必ずご確認ください。
- 注意** 高額難病治療継続特例の認定を希望される方は、必ず申請書の該当欄にチェックを入れてください。チェックがされていない方は、証明書類の提出があっても審査されません。

⑧ 生活保護等の受給を証明する書類

- 次の1～3のいずれかに該当する場合は、それぞれ必要な書類を提出してください。
 - 生活保護を受給している場合
 - 生活保護受給証明書（※発行から3か月以内のもの）又は 生活保護受給者証のコピー
 - 境界層措置該当者の場合
 - 境界層該当証明書
 - 中国残留邦人等支援給付受給者の場合
 - 本人確認証のコピー又は支援給付決定通知書のコピー
- ※上記1・2に当てはまる方で、社会保険に加入されていて、被保険者が市町村民税非課税の場合
は、③「健康保険証等のコピー」及び⑤「令和7年度市町村民税非課税証明書」の提出が必要です。

⑨ 同じ健康保険にご加入の世帯員の中に、他に特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の受給者がいる場合は、その受給者証のコピー（申請書にも記載が必要です）

- 申請書の特例制度の該当欄にチェックをした上で支給認定基準世帯員欄に対象者氏名と受給者番号を記載してください（これらの記載がない場合按分されない可能性があります）。
- 対象者が新規申請中の場合でも、申請することができます。更新後の受給者証は、自己負担上限月額が按分されていない金額の受給者証を交付する場合があります。（対象者の認定後に按分後の受給者証を交付します）。同じ住所でも公的医療保険が異なる場合は対象外です。

⑩ 令和6年分の障害年金、遺族年金、その他の給付金(※)にかかる証明書類

- 支給認定基準世帯員全員の市町村民税（所得割及び均等割）が非課税であり、かつ、患者本人に、令和6年1月から令和6年12月に障害年金その他の給付（下記の表に記載の給付金）があった方は、申請書の該当箇所に必要事項を記入の上、その証明書類を提出してください。
- 患者の各収入を合計して80.9万円以下であることが確認できた場合は階層区分が「低所得Ⅰ（B1）」となりますが、金額を確認できる書類が添付されていない、もしくは80.9万円を超える場合は「低所得Ⅱ（B2）」となります。

（※）老齢年金のみを受給されている方は、申請書の該当箇所への記入と証明書類の提出は、必要ありません。

給付の種類	必要書類の例
国民年金法に基づく「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」、「寡婦年金」と法改正前の国民年金法に基づく「障害年金」	年金振込通知書、年金額改定通知書、支給額変更通知書、年金証書
厚生年金保険法に基づく「障害厚生年金」、「障害手当金」、「遺族厚生年金」と法改正前の厚生年金保険法に基づく「障害年金」	
船員保険法に基づく「障害年金」、「障害手当金」と法改正前の船員保険法に基づく「障害年金」	
国家公務員共済組合法に基づく「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」と法改正前の国家公務員等共済組合法に基づく「障害年金」	
地方公務員等共済組合法に基づく「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」と法改正前の地方公務員等共済組合法に基づく「障害年金」	
私立学校教職員共済法に基づく「障害共済年金」、「障害一時金」、「遺族共済年金」と法改正前の私立学校教職員共済組合法に基づく「障害年金」	のうち、いずれかひとつのコピー
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち「障害共済年金」、同条第六項に規定する移行農林年金のうち「障害年金」及び同法附則第二十五条第四項に規定する「特例年金給付のうち障害を支給事由とするもの」	
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく「特別障害給付金」	令和6年1月～12月の受給額が分かるものを添付してください。
労働者災害補償保険法に基づく「障害補償給付」、「障害給付」	
国家公務員災害補償法に基づく「障害補償」	
地方公務員災害補償法に基づく「障害補償」及び同法に基づく条例の規定に基づく補償で「障害を支給事由とするもの」	当該給付金に関する証書、振込通知書のコピー
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」並びに昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による「福祉手当」	
	令和6年1月～12月の受給額が分かるものを添付してください。

2 臨床調査個人票の審査について

- 臨床調査個人票に記載されている内容を審査します。
- 認定されるためには、以下の①又は②を満たす必要があります。

① 症状について、次の2つの「認定基準」を満たすこと

A：診断基準（対象疾病に罹患しているのか）

B：重症度基準（症状が一定程度あるか）

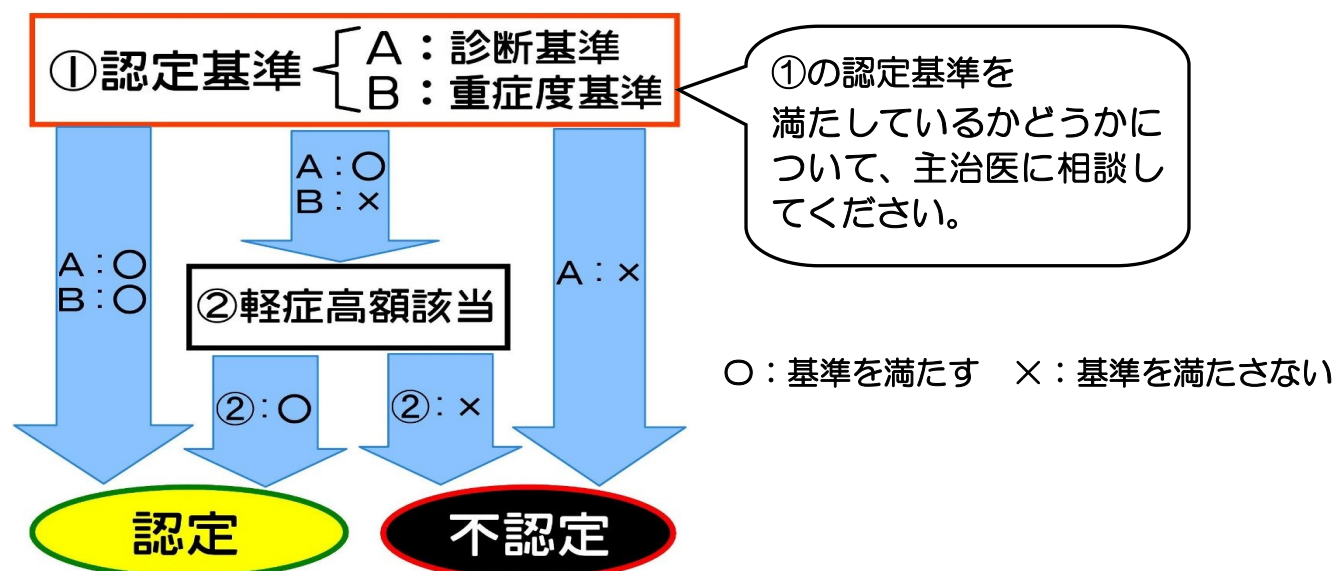
- ・認定基準を満たしているかどうかについては、主治医（難病指定医・協力難病指定医）に相談してください。
- ・疾病ごとの認定基準は厚生労働省や難病情報センター等のホームページで公開されています。

② 重症度基準を満たさないが「軽症高額該当基準」の要件を満たすこと

- ・「軽症高額該当基準」の要件を満たしているかどうかについては、指定難病でかかった医療費を確認することが必要です。

→ 詳しくは8ページ「軽症高額該当基準とは」をご確認ください。

<審査の流れ>



認定された場合、更新後の受給者証が交付されます。

①「認定基準」を満たさず、かつ②「軽症高額該当基準」の要件を満たさない場合は、不認定となります。
更新（有効期間の延長）はできません。

※不認定又は更新申請を行わなかった場合でも、改めて新規申請をすることができます。その申請が認定となった場合の有効期間開始日は、新規申請に準じます。（令和7年10月1日から有効期間開始日の前日までは、医療費助成は受けられません。）

なお、不認定となった場合は、追って不認定通知を送付します。また、①認定基準のうちA：診断基準を満たしている方には、指定難病に罹患していることを証明する「登録者証」を発行します。

3 特例制度について

軽症高額該当基準とは

重症度基準のみ満たさない方を対象とした特例です。

国が定めた認定基準のうち診断基準を満たしているが、重症度基準を満たさない場合に、

- A「更新申請を行う月※以前の12か月」のうち ※県又は保健所等窓口で受理した月
(郵送の場合は有効な申請が到着した月)
- B「3か月以上、指定難病に係る月ごとの医療費総額(10割)が33,330円を超える」
方が該当します。

高額難病治療継続特例とは



認定を希望される方は、必ず申請書の高額難病治療継続特例の認定の欄にチェック☑をしてください。チェック☑していない方は審査されません。

認定となった方の自己負担限度額を下げる特例です。※P10の表を参照してください

- A「更新申請を行う月※以前の12か月」のうち ※県又は保健所等窓口で受理した月
(郵送の場合は有効な申請が到着した月)
- B「6か月以上、指定難病に係る月ごとの医療費総額(10割)が50,000円を超える」方が該当します。

☆すでに高額難病治療継続特例の認定を受けている場合でも、更新時に改めて申請が必要です。

※高額難病治療継続特例の申請は、更新手続時以外でも、特定医療費支給認定変更申請書を使用し、いつでも行うことができるため、認定要件を満たした時点で提出してください。

変更申請で認定となった場合の適用は、申請月の翌月1日からとなるため、有効期間開始日が10月1日からの受給者証で高額難病治療継続特例の認定を受けたい場合は、9月30日まで(必着)に提出してください。

☆提出書類 (軽症高額該当基準 及び 高額難病治療継続特例 共通)

申請書の特例制度の認定申請の欄に必ずチェック☑をした上で、
証明書類として次のいずれかの書類を提出してください。

ア 上記A. の期間に使用した受給者証の、自己負担限度額管理票のコピー

(受給者番号、患者氏名等が記載されている欄を含め、受給者証両面コピーを推奨します。)

イ 診療明細書や領収書など、金額や点数がわかる書類のコピー

ウ 特定医療費請求書のコピー

特例の条件を満たしているかの確認方法

● 軽症高額該当基準を申請する場合

「更新申請を行う月以前の12か月」のうち、

「3か月以上、指定難病に係る月ごとの医療費総額（10割）が 33,330円 を超える」かどうかを自己負担限度額管理票、診療明細書、領収書で確認してください。

【例】 令和7年1月自己負担限度額管理票

日付	指定医療機関名	医療費総額（10割）	自己負担額	月額累計額	徴収印
1/10	〇〇病院	3,340円	670円	670円	〇〇病院
1/10	××薬局△△店	20,000円	4,000円	4,670円	××薬局
1/25	□□クリニック	12,000円	330円	5,000円	□□クリニック
		円	円	円	

1か月の合計が35,340円

自己負担限度額に達しました。

日付	指定医療機関名	確認印
1/25	□□クリニック	□□クリニック

例：令和7年7月に申請する場合

令和6年	令和7年	申請月
月 7	8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7	8 9
×	×	×

○…指定難病に係る医療費の総額が33,330円を超えた月
 ×…指定難病に係る医療費の総額が33,330円を超えない月

- ・この例では、対象期間は令和6年8月から令和7年7月になります。
- ・例では、対象期間内に、3か月以上、指定難病に係る特定医療費の月の総額（10割）が 33,330円を超えているため、申請可能です。

● 高額難病治療継続特例を申請する場合

「更新申請を行う月以前の12か月」のうち、

「6か月以上指定難病に係る月ごとの医療費総額（10割）が 50,000円 を超える」かどうかを自己負担限度額管理票、診療明細書、領収書で確認してください。

【例】 令和7年1月自己負担限度額管理票

日付	指定医療機関名	医療費総額（10割）	自己負担額	月額累計額	徴収印
1/10	〇〇病院	20,000円	4,000円	4,000円	〇〇病院
1/10	××薬局△△店	20,000円	4,000円	8,000円	××薬局
1/25	□□クリニック	15,000円	2,000円	10,000円	□□クリニック
		円	円	円	

上記のとおり、自己負担限度額に達しました。

日付	指定医療機関名	確認印
1/25	□□クリニック	□□クリニック

例：1か月の合計が55,000円

例：令和7年7月に申請する場合

令和6年	令和7年	申請月
月 7	8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7	8 9
×	×	×

○…指定難病に係る特定医療費の総額が50,000円を超えた月
 ×…指定難病に係る特定医療費の総額が50,000円を超えない月

- ・この例では、対象期間は令和6年8月から令和7年7月になります。
 （ただし、指定難病の医療受給者証をお持ちでなかった期間は対象外です。）
- ・例では、対象期間内に、6か月以上、指定難病に係る特定医療費の月の総額（10割）が 50,000円を超えているため、申請可能です。

注意

高額難病治療継続特例の申請は、更新手続時以外でも、認定要件を満たした時点で、特定医療費支給認定変更申請書を使用し、いつでも行うことができます。
 なお、変更申請で認定となった場合の適用は、申請月の翌月1日からとなります。

4 自己負担限度額について

支給認定基準世帯員の所得や市町村民税(所得割)額に応じて、更新時に自己負担限度額が算定されます。

階層区分		階層区分の基準		患者負担割合:2割又は1割		
				自己負担限度額(外来+入院+薬代+介護給付費)		
				一般	高額難病治療継続	人工呼吸器等装着者※1
A	生活保護	—		0円	0円	0円
B 1	低所得Ⅰ	市町村民税の所得割・均等割ともに非課税	患者本人の収入80.9万円以下	2,500円	2,500円	1,000円
B 2	低所得Ⅱ		患者本人の収入80.9万円超	5,000円	5,000円	
C 1	一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上※2 ～(所得割額)7.1万円未満		10,000円	5,000円	
C 2	一般所得Ⅱ	市町村民税(所得割額) 7.1万円～25.1万円未満		20,000円	10,000円	
D	上位所得	市町村民税(所得割額) 25.1万円以上		30,000円	20,000円	

※1 人工呼吸器等装着者

指定難病により、人工呼吸器(酸素吸入器ではありません)や体外式補助人工心臓(ペースメーカーではありません)を一日中装着しており、離脱の見込みがない方で、臨床調査個人票(診断書)の該当欄の記載内容が、厚生労働省が定める要件を満たす方に適用される特例です。適用を希望する方は、申請書の人工呼吸器等装着者の欄にチェック☑が必要です。

※2 市町村民税の所得割額が0円でも、均等割額の課税がある場合は、自己負担限度額は「一般所得(C1)」になります。

<上位所得(D)について>

- 申請書の「市町村民税(所得割)合計額は25.1万円以上です」の欄に「○」を記入した場合は、市町村民税の課税状況の確認書類の提出は不要です(4ページのB「国民健康保険組合」の場合を除く)。

その場合、自己負担限度額は「上位所得(D)」として設定されます。

※ 例年、該当していないにも関わらず誤って申請書に「○」を記入する方が多くいます。
必ず税額を確認の上、記入してください。

- 海外在住や税法上の申告をしていないことから課税状況の確認書類が提出できない場合は、自己負担限度額は「上位所得(D)」として設定されます。

5 Q&A(よくある質問)

Q1. 臨床調査個人票は自分で書いてよいですか？

A. 臨床調査個人票は難病指定医又は協力難病指定医が書くものです。ご自身で記入しないでください。

Q2. 更新申請をする時点では74歳だが、9月30日までに75歳となり、後期高齢の保険に変わる場合どうしたらよいですか？

A. 更新申請をする時点で加入している保険で更新申請を行い、後期高齢の保険に変わったら速やかに特定医療費支給認定変更届出書を使用し、変更手続きを行ってください。

※処理の関係上、75歳になったと確認できた段階で、後期高齢の保険証等を求める不備通知を出す場合がございます。

Q3. 令和6年に障害年金、遺族年金、その他の給付金を受給しているが、どのような証明書類を添付すればよいですか？

A. 給付されている年金又は給付金の種類によって、必要書類が異なります。
詳細に関しては、6ページの表を確認してください。
また、必要書類は**令和6年1月～12月の受給額が分かるものを添付してください。**

【例】年金改定通知書及び年金振込通知書の場合

年金改定通知書				年金振込通知書 (振込予定日) 令和 年 月 日				
以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。 なお、お支払いは 年6月から 年4月までの各偶数月に行われます。				振込先 銀行・金庫・信組 支店				
年金の制度・種類 国民年金 障害基礎 年金				年金の制度・種類 国民年金 障害基礎 年金				
年金米書の基礎年金番号・年金コード				基礎年金番号・年金コード 受給権者氏名				
令和5年6月から 令和5年12月の 各期支払額	令和6年2月 の支払額	令和6年4月 の支払額		令和6年6月から 令和6年12月の 各期支払額	令和7年2月 の支払額	令和7年4月 の支払額	参考：前回支払額 (令和7年4月の 支払額)	
***〇〇円	***〇〇円	***〇〇円		***〇〇円	***〇〇円	***〇〇円	***〇〇円	
***〇〇円	***〇〇円	***〇〇円		***〇〇円	***〇〇円	***〇〇円	***〇〇円	
*****円	*****円	*****円		*****円	*****円	*****円	*****円	
*****円	*****円	*****円		*****円	*****円	*****円	*****円	
*****円	*****円	*****円		*****円	*****円	*****円	*****円	
*****円	*****円	*****円		*****円	*****円	*****円	*****円	
***〇〇円	***〇〇円	***〇〇円		***〇〇円	***〇〇円	***〇〇円	***〇〇円	

Q4. 6ページの⑩障害年金、遺族年金、その他給付金に老齢年金は含まれますか？

A. 含まれません。

Q5. 更新申請時には高額難病治療継続特例に該当しなかったが、申請後に該当基準を満たす場合はどうしたらよいですか？

A. 高額難病治療継続特例の申請は、更新手続き時以外でも、いつでも行うことができます。認定要件を満たした時点で特定医療費支給認定変更申請書を提出してください。

※変更申請で認定となった場合の適用は、申請月の翌月1日からとなるため、有効期間開始日が10月1日からの受給者証で高額難病治療継続特例の認定を受けたい場合は、下記の日程までに提出してください。

- ・郵送で提出する場合・・・必ず9月30日までに当課が受理するよう郵送してください(9月30日必着)。
- ・保健所等に直接提出する場合・・・9月30日までに窓口へ提出してください。

各様式は神奈川県HP「神奈川県 指定難病医療費助成制度」の「様式集(指定難病医療費助成制度)」から印刷していただくか、保健所等で入手することができます。

6 提出方法について

＜書類の送付先＞ 提出は、7月31日（木）まで（消印有効）をお願いします。

〒231-8588 神奈川県 がん・疾病対策課 難病対策グループ 更新担当

（住所の記載は不要です。本ページ左下部の「あて名」を切り取ってご利用ください。）

- 郵送する前には、提出書類のチェック欄（2ページ及び申請書右下欄）及び提出書類の詳細説明（3～6ページ）を活用して、申請書類に不足がないよう十分に確認をしてください。
- 郵送の際は簡易書留や特定記録、レターパックなど、送達状況が確認できる方法でお送りください。
- 更新手続は、郵送または各保健所等窓口での提出により行うことができますが、出来る限り上記書類の送付先への郵送による申請にご協力をお願いします。

◆更新申請の問合せ専用ダイヤル ☎ 045-285-0750

開設期間…令和7年6月2日～10月31日（土日祝日除く） 8：30～17：00

※更新申請受付中は、電話回線を増やしておりますが、例年つながりにくくなります。

お問合せの際は、お手元に受給者証をご用意の上ご連絡ください。

＜県保健福祉事務所・保健所等一覧＞

名称	所在地	電話番号
平塚保健福祉事務所（平塚市・大磯町・二宮町）	平塚市豊原町6-21	0463-32-0130
平塚保健福祉事務所 秦野センター（秦野市・伊勢原市）	秦野市曾屋2-9-9	0463-82-1428
鎌倉保健福祉事務所（鎌倉市・逗子市・葉山町）	鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24-3900
鎌倉保健福祉事務所 三崎センター（三浦市）	三浦市三崎町六合32 三浦合同庁舎3階	046-882-6811
小田原保健福祉事務所 （小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）	小田原市荻窪350-1 小田原合同庁舎4階	0465-32-8000
小田原保健福祉事務所 足柄上センター （南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町）	開成町吉田島2489-2 足柄上合同庁舎4階	0465-83-5111
厚木保健福祉事務所 （厚木市・海老名市・座間市・愛川町・清川村）	厚木市水引2-3-1 厚木合同庁舎3号館1階	046-224-1111
厚木保健福祉事務所 大和センター （大和市・綾瀬市）	大和市中心1-5-26	046-261-2948
横須賀市保健所	横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ3階	046-822-4385
藤沢市保健所	藤沢市鵠沼2131-1 4階	0466-50-3593
茅ヶ崎市保健所（茅ヶ崎市・寒川町）	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	0467-38-3315

保健所等では、集中受付期間を設けていたり時間帯によって受付ができなかったりする場合があります。

窓口での提出を検討されている方は、来所される前に各保健所等へお問合せいただくことをお勧めいたします。

◎各保健福祉事務所等において、難病講演会等を開催しています。

難病講演会等の予定については、ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

ホームページは で もしくは



12 ✕ キリトリ

〒231-8588

神奈川県 がん・疾病対策課

送付時のあて名として、切り取ってご利用ください。
（はがれないように糊やテープでしっかり貼り付けてください）
切手の貼付は別途必要となります。